

## <講座用テキスト：労働編>

※注) この「条文改正に伴う補正情報」は、令和4年4月16日時点における情報です。また、この情報（誤記誤植等による訂正を含む）は、テキスト掲載分に対応する補正であり、改正内容の全てが網羅されているものではありませんので、その点にご留意下さい。

### 1. 労働基準法

#### ◆新旧対照表

特になし

#### ◆誤記等訂正表

頁	誤	正
88		(4)導入の効果について 【1つ目の□を以下のように差替え】 □清算期間が1箇月を超える場合において、清算期間を1箇月ごとに区分した各期間を平均して1週間当たり50時間を超えて労働させた場合は時間外労働に該当するものであり、36協定の締結及び届出を要し、清算期間の途中であっても、当該各期間に対応した賃金支払日に割増賃金を支払わなければならない。 ↓ また… 36協定においては、1日について延長することができる時間を協定する必要はなく、1箇月及び1年について協定すれば足りる（平30.12.28基発1228第15号）。（平11択）（令3択）

### 2. 労働安全衛生法

#### ◆新旧対照表

特になし

#### ◆誤記等訂正表 <INPUT テキスト>

頁	誤	正
84	◆政令で定める有害業務（令22条）イ）の本文2行目 その後定期（3月以内又は6月以内ごとに1回）に行わなければならない。	その後定期（6月以内ごとに1回）に行わなければならない。

### 3. 労働者災害補償保険法

#### ◆新旧対照表

特になし

#### ◆誤記等訂正表

頁	誤	正
100	(1)の枠囲み1行目の下に追加	<u>原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業</u>
130	ちょっとアドバイス 最後の□2行目 令和 <del>3</del> 年3月31日をもって受付が終了し、～(後略)	令和 <u>4</u> 年3月31日をもって受付が終了し、～(後略)

### 4. 雇用保険法

#### ◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
60	下から2段目の1行目	
62	(2)条文の2行目	
67	条文の1行目	
108	ADVANCEの下から4行目	
126	Outlineの1行目 (2)条文の3行目 令和4年3月31日	令和 <u>7</u> 年3月31日
160	1 国庫の負担 (法66条) <u>下記のとおり差替え</u>	【新旧対照表】、 <u>ちょっとアドバイス</u> を参照

#### 【新旧対照表】

改正後	改正前
(国庫の負担)	(第66条)
1. 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、 <u>次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合 *1</u>	1) 国庫は、～(中略)～支給に要する費用の一部を負担する。
2. 日雇労働求職者給付金については、 <u>次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合 *2</u>	1. 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の4分の1
2) 前項第1号に <u>規定する日雇労働求職者給付</u>	2. 日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の3分の1
	3. ～5. (略)
	2) 前項第1号に <u>掲げる求職者給付</u> については、

<p>金以外の求職者給付については、国庫は、毎会計年度（国庫が同号ロの規定による負担額を負担する会計年度を除く）において、支給した当該求職者給付の総額の4分の3に相当する額が徴収法の規定により徴収した一般保険料の額を超える場合には、同号の規定にかかわらず、当該超過額について、同号の規定による国庫の負担額を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した当該求職者給付の総額の3分の1に相当する額に達する額までを負担する。</p>	<p>国庫は、毎会計年度において、支給した当該求職者給付の総額の4分の3に相当する額が徴収法の規定により徴収した一般保険料の額を超える場合には、同号の規定にかかわらず、当該超過額について、同号の規定による国庫の負担額を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した当該求職者給付の総額の3分の1に相当する額に達する額までを負担する。</p> <p>3) ～6) (略)</p>
<p>第25条第1項の措置が決定された場合には、前条第1項第1号の規定にかかわらず、国庫は、次に掲げる区分によって、広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の一部を負担する。この場合において、～（後略）*3</p>	<p>(第67条)</p> <p>第25条第1項の措置が決定された場合には、前条第1項第1号の規定にかかわらず、国庫は、広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の3分の1を負担する。この場合において、～（後略）</p>
<p>(国庫負担に関する暫定措置)</p> <p>1) 国庫は、第66条第1項（同項第3号から第5号までに規定する費用に係る部分に限る、以下この項において同じ）の規定による国庫の負担については、当分の間、同項の規定にかかわらず、これらの規定による国庫の負担額の100分の55に相当する額を負担する。*4</p> <p>(削る)</p> <p>2) 前項の規定の適用がある場合における第66条第6項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「前各項（第1項第3号から第5号までを除く）及び附則第13条第1項」とする。</p>	<p>(附則第13条)</p> <p>1) 国庫は、第66条第1項及び第67条前段の規定による国庫の負担については、当分の間、これらの規定にかかわらず、これらの規定による国庫の負担額の100分の55に相当する額を負担する。</p> <p>2) 国庫が前項に規定する額を負担する会計年度については、第66条第2項（第67条後段において読み替えて適用する場合を含む）及び第5項の規定は、適用しない。</p> <p>3) 第1項の規定の適用がある場合における第66条第6項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「附則第13条第1項」とする。</p>

**ちょっとアドバイス**

□\*1\*2\*3「国庫負担割合の適用区分」は、次のとおりである。

	日雇労働求職者給付金以外の求職者給付	日雇労働求職者給付金	広域延長給付を受ける者に係る求職者給付
イ) 毎会計年度の前々会計年度における労働保険特別会計の雇用勘	当該要する費用の4分の1	当該要する費用の3分の1	当該要する費用の3分の1

定の財政状況及び求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況が、当該会計年度における求職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する場合			
ロ) イに掲げる場合以外の場合	当該要する費用の 40分の1	当該要する費用の 30分の1	当該要する費用の 30分の1

□\*4 職業訓練受講給付金（第5号）の国庫負担については、原則の負担割合（1/2）の10%水準（1/20）から、同55%水準へと引き上げられた（暫定措置が終了した）。

□雇用継続給付（介護休業給付金に限る）（第3号）・育児休業給付（第4号）の国庫負担については、原則の負担割合（1/8）の10%水準（1/80）とする暫定措置は継続されることとなった。

□雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、令和7（改正前は令和4）年4月1日以降できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第13条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする（附則第15条）。

#### ◆誤記等訂正表

頁	誤	正
44	行政手引 51254 の枠囲み内 【求職活動の回数】3つ目の○3行目 求職活動を原則 3 回以上行った実績を 確認できた場合に、～（後略）	求職活動を原則 3 回以上（ <u>給付制限期間 が 2 か月の場合は、原則 2 回以上</u> ）行っ た実績を確認できた場合に、～（後略）
72	ここで具体例①、図解の下の枠囲み 2つ目の□2～3行目 一連の期間を通じて、原則「 <u>3 回以上</u> 」 行っていけばよい。	一連の期間を通じて、原則「3 回以上」 （ <u>給付制限期間が 2 か月の場合は、原則 2 回以上</u> ）行っていけばよい。
81 86	ちょっとアドバイス 1つ目□ 1つ目のちょっとアドバイス (13,700円)	( <u>13,520 円</u> )

#### ◆山川答練誤記等訂正表

頁	誤	正
1回	問 5D 解説文 5 行目 所定給付日数は <u>150 日</u> である。	所定給付日数は <u>90 日</u> である。

## 5. 労働保険徴収法

### ◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
36	ここをチェック！の1行目 令和 <del>3</del> 年4月1日から1年間 <u>表は下記のとおり差替え</u>	令和 <del>3</del> <u>4</u> 年4月1日から1年間 【雇用保険率の改正】
93	②延滞金の割合の表の右欄 令和 <del>3</del> 年 8.8% 2.5%	令和 <del>3</del> <u>4</u> 年 8.7% 2.4% * 社会保険主要3法令も同じ

### 【雇用保険率の改正】

#### ① 令和4年4月1日から同年9月30日までの期間（令和4年度前期）

	雇用保険率	うち失業等給付に係る率
一般の事業	1,000分の9.5	(1,000分の2)
農林水産業及び清酒製造業	1,000分の11.5	(1,000分の4)
建設業	1,000分の12.5	(1,000分の4)

#### ② 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの期間（令和4年度後期）

	雇用保険率	うち失業等給付に係る率
一般の事業	1,000分の13.5	(1,000分の6)
農林水産業及び清酒製造業	1,000分の15.5	(1,000分の8)
建設業	1,000分の16.5	(1,000分の8)

### ◆誤記等訂正表

頁	誤	正
106	ちょっとアドバイス②の下から3行目 その旨及び当該代理人が使用すべき認 印の印影を所轄労働基準監督署長又は ～	<u>その旨を所轄労働基準監督署長又は～</u>

## 6. 社労士過去問題 10年網羅

### <Vol.1>

### ◆誤記等訂正表

頁	訂正前	訂正後
135	No. 222	【 <u>以下のとおり差替え</u> 】 ( <u>根拠</u> )法36条、法32条の3、昭63.1.1 基発1号、平11.3.31基発168号→法

		<p><u>36 条、法 32 条の 3、平 30.12.28 基発 1228 第 15 号</u></p> <p><u>(解説)フレックスタイム制を導入している場合の 36 条協定においては、1 日について延長することができる時間を協定する必要はなく、「1 箇月及び 1 年」について協定すれば足りる。</u></p>
243	<p>No. 027 (H27-09A)</p> <p>解説文 5 行目</p> <p>法 12 条の<u>安全管理者</u>の規定を適用する。</p>	<p>法 12 条の<u>衛生管理者</u>の規定を適用する。</p>
251	<p>No. 042 (H29-10E)</p> <p>解答 ×→○</p> <p>根拠条文追加 <u>特化則 27 条</u></p> <p>解説文 (<u>差替え</u>)</p>	<p><u>出題当時 (改正前) は、「作業主任者の選任規定はなかったが (解答は「×」)、現行 (令和 4 年 4 月 1 日から) では、溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業 (屋内において鋼材をアーク溶接する作業はこれに含まれる) については、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。</u></p>

## <Vol. 2>

### ◆誤記等訂正表

頁	訂正前	訂正後
143	<p>No. 276 (H29-03 ア)</p> <p>解説文 3 行目</p> <p><u>「通勤災害」</u>の場合も適用され、～ (後略)</p>	<p><u>「複数業務要因災害」</u>及び「通勤災害」の場合も適用され、～ (後略)</p>
167	<p>No. 334 (H27-06 オ)</p> <p>解説文 1 行目</p> <p>障害 (補償) 等給付及び遺族 (補償) 等年金を受ける権利～ (後略)</p>	<p>障害 (補償) 等給付及び遺族 (補償) 等給付を受ける権利～ (後略)</p>
189	<p>No. 032 (H25-01C)</p> <p>解答 ○→×</p> <p>根拠条文追加 <u>法 37 条の 5 第 1 項</u></p> <p>解説文 (<u>差替え</u>)</p>	<p><u>出題当時 (改正前) は正しい基準であり、現行でもなお根拠となる行政手引は変更されていない。しかし、65 歳以上のマルチジョブホルダーが所定の要件を満たす場合、同時に 2 以上の雇用関係に</u></p>

		ある労働者が被保険者となることがあるため、「被保険者となることはない」とする記述は正しいとは言えない。
203	No. 062 (R03-02B) 根拠条文 法 10 条の 3、 <del>行政手引 53105</del> 解説文 (差替え)	法 10 条の 3 第 1 項 失業等給付の支給を受けることができる者が死亡した場合において、その者に支給されるべき失業等給付でまだ支給されていないものがあるときは、一定の遺族が「自己の名」で請求することができるのであって、「死亡した者の名」で請求するのではない。
220	No. 106 (H28-03 イ) 問題 4 行目 求職活動を原則 <u>3 回以上行った実績</u> を確認できた場合に、～ (後略)	求職活動を原則 3 回以上 (給付制限期間が 2 か月の場合は、原則 2 回以上) 行った実績を確認できた場合に、～ (後略)
303	No. 301 (H29-06A) と No. 302 (H29-06C) 根拠条文 法 61 条の 4 第 1 項	法 61 条の 7 第 1 項